

第 171 話<最高裁和解>の要約と参考資料

第 171 話<最高裁和解>の要約

1990 年 10 月 31 日、土呂久公害患者の訴訟組と住友金属鉱山の間でつづいた裁判が、最高裁の和解で決着しました。原告の公健法給付は継続し、被告がその財源にはならないですむ内容。適用されるのは 1、2 陣の原告 41 人だけ。あとに 105 人の認定患者が残されました。

第 171 話<最高裁和解>の参考資料

1 7 1 - 1 最高裁和解の経過

川原作成ファイル「最高裁和解」（1990 年 7 月～10 月 31 日成立）より

1990 年

- 4 月 17 日 岡村正淳弁護士が東京に行った機会に、加藤満生弁護士、西畠正弁護士の 3 人で第 3 小法廷の書記官に会った。「早期解決への努力」を要請したのに、「最高裁が動くのは難しい」と慎重な反応。「調査官面接」を申し入れたが、その日は調査官不在。「文書で趣旨を明確にせよ」と言われ、最高裁に上申書をだすことにした。
- 5 月 7 日 2 度目の書記官面接。西畠作成の上申書を提出。「15 年裁判で原告は死亡。原告は耐えられない。ぜひ職権和解の勧告を」という内容
- 5 月 13 日 加藤弁護士に「お会いしたい」との返事
- 5 月 22 日 加藤、西畠弁護士が非公式に初めて調査官に会うことができた。上申書の趣旨説明。最高裁として「できるだけことはやってみましょう。調査官レベルで双方から事情を聴きたい」
- 5 月 23 日 調査官から住友鉱・西迪雄弁護士へ電話で「和解の話に乗る意思があるかどうかの回答を」と求める。「1 週間後の回答」ということで、住友鉱から「和解のテーブルに着く」と返答
- 6 月 13 日 第 1 回最高裁調査官面接。原告側は加藤、岡村、西畠。住友側は西迪雄、成富安信、向井千杉（西事務所）の 3 人ずつ出席。最高裁の大竹たかし（担当調査官）、上席の佐藤歳二（主任調査官）の 2 人が主宰した調査官レベルでの意見調整。正式和解では主任裁判官が関与するが、この段階では非公式に人道的見地から両者の話し合いをあっせんする（ふつうは最高裁が心証形成後に和解に関与する）という位置づけ。当面「公」にはしないこと（マスコミ等でおおびらにならないように）。別々に事情聴取がおこなわれた。
- 原告弁護士が調査官に「住友はどんな姿勢で来ているのか」と聞くと、調査

官は「和解の道を探るため」と返答。「和解の条件の調整のための折衝であり、本格的な和解の作業ではない」「住友としても、社内的に和解解決の意思を確認している」と説明した

* 上席の佐藤調査官は、西畠弁護士が修習時代の指導裁判官。

7月4日

第2回調査官面接。原告側弁護士は同じ顔ぶれ。別室に住友の弁護士。住友側は①責任はない、②公健法で求償されないようにしてほしい、③金額は「仮執行額」と主張。

原告側は基本的に①責任なしでかまわない、②公健法受給の継続、③仮執行金+8000万円支払いを求めた

最高裁は①②は技術的な問題だから双方納得できるところで落ち着く、③は住友が「ゼロ」と言っているのが難しい

最後に、両方の弁護士が会った席で「成富弁護士はすねている。3人の末席にイスを引いて座っていること。西弁護士が主任、西事務所の向井千杉が書記の役割」。西弁護士は「8千万円はふっかけているとは思っていない」と言った。岡村弁護士の印象は「成富は好戦派。西は『ここらでまとめよう』と考えているのでは……」

* この時点で、住友が和解の土俵に乗っての展開が始まった。

住友も条件さえ合えば、和解に応ずることが明白になった

* 日程調整で住友側の西、成富、向井弁護士と顔を合わせたときの岡村弁護士の感触は「西氏はガリガリではない」

* 「一日も早い解決」の要請に応じて、最高裁が和解の打診を始めた。脈を見極めて、脈があるならテーブルづくりへ動き出した

7月5日

西畠弁護士から横井・被害者の会事務局長へ電話で4日の最高裁調査官面接の報告あり

7月7日

横井事務局長が県外被害者の会に行く途中、大分の岡村弁護士に会って状況を聞き、今後の進め方を話し合った

7月14日

第2回土呂久基金諮問委員会の席で、弁護団から支援者へ和解の動きについて初の説明。参加者、弁護士：岡村、成見、真早流。支援者：横井、上野、田中初、田中達、坂本、岩切、川原、芥川。「『独断専行』とおしかりを受けるかもしれませんが、可能性を求めて努力しているところです」

7月16日

川原から生熊、対馬に14日の内容を手紙で報告、意見を求めた。7月25日までに2人から返信あり

7月17日

第3回最高裁調査官面接。原告側は加藤、西畠、成見、被告側は西、成富。最高裁は佐藤上席調査官、大竹担当調査官、書記官が応対。①1, 2陣一括と②公健法受給継続はよし。③「ほかに加害者がいる」あるいは「住友が本来の賠償責任者の代わりに立て替える」としていないと、住友に求償がくるか

も？④興味深い争点は 10 くらいある。よくクリアしてきた。金額の上積みは難しい。

- 7月28日 第3回土呂久基金諮問委員会。成見、岡村弁護士が第3回面接を報告。
- 8月5日 三者（被害者の会、弁護士、守る会）合同会議。於・土呂久山荘。被害者は初めて最高裁で住友鉱と和解折衝が進んでいるという報告を受けたあと、質疑・討論、大勢は「責任なしの和解には乗らない」という意見だった。
- 8月11日 県外被害者の会集会。於・高木光宅（福岡県宮田町磯光）。「責任なしでもやむなし」の意見もあったが、弁護団の方針に任せることで落ち着いた。
- 8月24日 横井氏、環境庁を訪ねて和解と公健法適用について調査
- 9月2日 被害者の会9月例会。於・土呂久山荘
- 9月3日 横井氏、環境庁で和解と公健法適用について2度目の調査
- 9月6日 第4回最高裁調査官面接
- 9月13日 横井英紀作成文書「環境庁・最高裁に関する報告」
- 9月21日 時事通信佐藤亮記者が川原を訪問。「最高裁和解」について、「和解がまとまりかけているのでは」「支援者に拒否反応があつてつぶそうとしているのではないか」と問われ、「弁護士は聞いているかもしれないが、ぼくたちは知らない」と答えた
- 9月28日 横井氏が環境庁担当者と会って最高裁和解と公健法財源問題で意見交換
- 10月3日 第5回最高裁和解折衝。最高裁が和解条項（案）を提示。加藤弁護士から電話で連絡を受けた池田純一弁護士が早とちりして、司法記者クラブに「和解成立」と連絡。マスコミが大慌てとなる。
- 10月4日 夕刊デイリーが「土呂久訴訟で和解の動き すでに5回話し合い」という記事を掲載
- 10月4日 横井氏、宮崎県政記者クラブで和解経過を説明
- 10月5日 毎日新聞が「最高裁、和解に動く」という記事を掲載
- 10月10日 三者合同会議（於・延岡市兼六園）。参加者：弁護士9人、被害者17人、支援者10人。弁護団から和解案の説明。「相当な不満は残るだろうが、ここで解決をはかるしかない」（岡村弁護士）。質疑・討論のあと、和解案を受ける手続きを始めることを了承した
- 10月13日 読売新聞が「土呂久公害 近く和解勧告 / 原告・被告、受諾へ」という記事で、和解内容に踏み込んで報道
- 10月31日 午前10時30分、最高裁が和解を勧告、原告・被告が受諾。
受命裁判官 坂上寿夫、書記官 横道秀幸。上告代理人 西迪雄、向井千杉。
被上告人及び利害関係人代理人 池田純一、岡村正淳、成見正毅、加藤満生、
西畠正 （以上出頭）

171-2 最高裁和解に関する途中経過説明

川原から生熊、対馬あて手紙（1990年7月16日）より

土呂久では、2陣判決と行政不服審査の裁決とマイルアート展が重なった3月から4月にかけてのめまぐるしい動きが一段落し、表面的には落ち着いたようにも見えますが、実は水面下できわめてホットな局面を迎えています。そのことをご報告し、ご意見があればお聞かせいただこうと思います。

さる14日、宮崎中央法律事務所（成見弁護士）で第2回土呂久基金諮問委員会がメンバーを拡大して開かれました。2陣訴訟の判決を受けて、1陣および2陣の仮執行金の分配を抛出をどうするか検討する委員会ですが、最高裁で和解が急展開しつつあるとのことなので、仮執行金の問題は一時棚上げし、支援者が弁護士から和解の現状を聞き意見を述べる場として設定されたものです。

出席者は、弁護士が岡村、成見、真早流の3名、支援者が上野、田中初、田中達、坂本、岩切、芥川、横井、川原の8人でした。

岡村弁護士の報告は「もうそこまで話が進んでいるのか」と、予想以上の進展に支援者がびっくりするような内容でした。要旨は次のようなことです。

1. 弁護団は4月以降、最高裁で和解の可能性を独自に探ってきた。理由は、①提訴以来15年の長すぎる裁判になっている、②2陣で裁判所から和解の打診があったとき、原告は「早期解決」を希望した、③2陣判決で解決の輪郭を描くことができるようになったこと。4月17日、加藤、西畠、岡村で直接最高裁に出向き、第3小法廷の書記官に面接し、「早期解決への努力」を申し入れたところ、「最高裁が動くのは難しい」という慎重な対応であった。調査官面接を求めたが、「文書で主旨を明確にせよ」と言われ、西畠弁護士が上申書を書いて、5月7日再度書記官に面接した。上申書には、15年裁判がいかにか原告にとって耐えられないものかを述べ、ぜひ職権で和解をと要望し、担当の調査官に補足説明したい旨申し入れた。
2. 5月13日、最高裁から加藤弁護士に「調査官が会う」との返事があり、その月に加藤、西畠弁護士がはじめて調査官に面接した。「最高裁としてできるだけのことをやりましょう。調査官レベルで双方から事情を聞きたい」とのことだった。6月13日第1回の聴取があった。最高裁の大竹主任調査官と佐藤上席調査官が主宰し、住友からは西、成富、向井（字？西事務所）の3人、原告側は加藤、西畠、岡村の3人。別室に分かれた双方の代理人から調査官がそれぞれの言い分を聞く方式で進んだ。
①これは「調査官レベルの意見調整」であり、正式の和解では主任裁判官が関与することになる、②最高裁はまだ心証を形成する段階に至っていないので、これは人道的見地からのあっせんである、③住友は和解解決の意思をもつてのぞんでいる、④当面、マスコミ等でおおっぴらにならないように注意することが確認された。この席で、原告弁護士は①1、2陣含めた一括解決、②和解内容は受給中の公健法に影響を与えな

い、③住友の責任を前提とするものでなくてよい、④集中的に話をつめることを、原告の希望として表明した。住友は①②④については異存はないが、③では公健法の求償がおこらないように「責任なし」と明記することを求めた。最高裁は「技術的なことでは協力します」と述べた。

3. 第2回話し合いは7月4日にあった。出席者の顔触れは変わらない。原告側は一步踏み込んで、①支払われるお金の性格を「見舞い金」とし、住友は1, 2陣で既払いの仮執行金のほか追加して8000万円を支払う(1陣高裁と2陣地裁が確定した場合の金額)、②この金銭は原告の公健法給付に影響しない、③住友の責任には触れないことを求めた。調査官は「技術的な問題は、双方納得できるところで落ち着くだろう」と見通しを語った。問題は8000万円の追加支払い要求で、住友は「1陣控訴審判決を2陣にあてはめシミュレーションしてみると、原告から1千万円払い戻してもらおう計算になるのだから、仮執行以上に出すつもりはない」と答えた。今回は7月17日で、住友から追加支払い要求に対する回答を聞くことになる。

岡村弁護士の報告を受けて、質疑や討論がありました。

8000万円をはじいたのは、次の計算からだとわかりました。

	一審仮執行金	判決認容額	
1陣	3億円	+9千万円	-1億2千万円(控訴審)
2陣	1億1千万円	+1億1千万円(未払い金)	
総計	4億1千万円	+8千万円	

したがって原告の要求は、1, 2陣合わせて住友が支払う見舞い金は4億9千万円(仮執行で4億1千万円はすでに支払い済み)、1人平均1千2百万円になります。

弁護士は、最高裁判決が企業寄りになっていく現実と住友の強硬な態度を指摘し、支援者からは、8000万円は譲れない最低の線だと思う、といった意見が出されました。いずれにしても、次回7月17日の回答が大きなヤマとみられ、それをもとに再度7月28日に弁護士と支援者の検討会をもち、内容によっては8月5日の被害者の会の定例会に計って最終結論をだすことになるかもしれません。

被害者の意向を受けた弁護団が、最高裁との和解の折衝で「独断専行のおしかりを受けるかも知れませんが」(岡村弁護士)と認識しつつ、かなり突っ込んだところまで話を煮詰めていました。すべて水面下の動きであったため、支援者で知っているのは、14日の出席者とこれを発送する生熊先生、対馬さんのお二人だけです。最高裁から堅く「マスコミ等でおおびらにならぬよう」と釘をさされているとのこと。被害者には途中経過を逐次報告するより、住友の最終回答がでてからのほうがよいという弁護団の判断で、ぜんぜん伝えてありません。現段階では、弁護士の要請に従って、どうか胸にしまって口外なさらぬようご配慮ください。

ご意見があれば、お知らせください。28日の検討会に出したいと考えます。

1990年7月16日

川原一之

171-3 和解折衝進展の報告を受けた被害者の反応

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P161～P163

「突然のことで皆さんびっくりするかもしれませんが……」

8月5日、土呂久山荘で湯布院会議以来の三者合同会議が開かれたとき、弁護士の岡村正淳が口火を切った。集まったのはトネら被害者13人、弁護士10人、守る会会員7人。暑い夏の昼下がり、蝉のミンミン鳴く声と川の瀬音にまじって岡村の音が響きわたる。

「最高裁でこれまでに3度、調査官を中にいれて住友金属鉱山と和解折衝をもち、9月には4度目が予定されています。本来なら原告と話し合って進めるべきところ、今回は弁護士が独断専行の形で進めてきました」

被害者が和解折衝について報告を受けるのはこのときが最初である。ハツネや浪はメモの手を走らせ、ハナエは一つ一つの言葉にうなづき、マサ子は目をつぶってじっと耳を傾けている。岡村は、二陣判決から3週間たったころ最高裁に早期解決の努力を要請に出向き、職権による和解を要請した上申書を提出し、原告側と住友側双方3人の弁護士が呼ばれて一、二陣一括解決をめざす和解の折衝が始まった、と説明した。最高裁調査官を間にはさんだ折衝で、原告側弁護士は和解で支払われるお金の性格は「見舞金」で、金額は一審控訴審と二陣1審の判決額の合計でよいとし、一、二陣判決直後に受領した仮執行金の合計4億6400万円に8000万円の上乗せを求め、これに対し住友側は「当社に責任なしと明記し、金額は仮執行で払った以上だせない」と回答しているという。

こうした経過を聞いた被害者が、弁護団が独断で進めた和解折衝を事後承認したあと、司会の横井英紀が「意見や感想は」と問いかけた。長テーブルを囲むあちこちで団扇と扇子が忙しく白い弧を描く。

佐藤アヤ子 今まで3回も勝っているのに「責任なし」とするのは情けないが、向こうが頑張ってまだ裁判がつづくようなら、早く終わってほしいし……。

清水伸蔵 「責任なし」と書かれたらぼくじゃ。向こうのいいなりになってたまるもんね。

佐藤ヨシエ 責任がないなら住友は銭出さんわ。

佐藤直 鉱業法の109条で住友に責任があるのははっきりしとる。

佐藤ハナエ 裁判がここまで長引いた理由は、向こうが責任のことで譲らなかったんじやから……。

佐藤マサ子 責任に触れないというやり方も一理あると思います。責任のことんじょう言ううったちゃ交渉がまとまらんかもしれん。

佐藤浪子 「責任ない」は納得いきません。

佐藤ハツネ 「責任なし」では情けない気持ちになるわの。その言葉がなくてすむのなら。

佐藤実雄 「責任なし」と書けば土呂久はすったり暗闇じゃ。そりゃできんばい、わしや。

佐藤トネ 「責任なし」と書いた和解では、黒木知事が「どこに責任があるとかないとか、誰が悪い、彼が悪いじゃなし」と言って斡旋したときと同じになるわ。

岡村弁護士 文章の読み方によっては、責任があるともないとも読める。そんな和解もあります。責任の問題だけで交渉を決裂させるのは迷いが大きい。具体的な問題がでたときにまた相談することにして、結論は保留させていただきたい。

企業寄りといわれる最高裁判決への不安と多額の返還金の重圧のもと、真夏の暑苦しさの中で真剣な討議がつづいた。言外に「責任なし」もやむなしとおおす人、「責任なしは絶対にのめない」という人、弁護士がいうように「責任に触れず」がいいという人。小学校の教師の告発から19年、闘いの伝統をつくってきた被害者の会の大勢は、「責任なしの和解には乗らない」というものだった。

その6日後、福岡県宮田町の貝島大之浦炭鉱跡の高木光宅に、矢津田近、豊嶋重臣、佐藤定夫が集まって県外被害者の会が開かれた。弁護士の成見と中村が経過を説明し、二陣原告である4人の意見を求めると、入退院を繰り返している高木からこんな悲鳴が聞かれた。

「責任論にこだわったら和解の話はこわれます。もう最後までつづける費用、体力、気力の限界をすぎました」

「闘わずして和解すれば全面降伏です。鉾を納めるまで闘わねば」
守る会の生熊がそう言って励まし、横井が、

「こっちが弱気になれば、折衝の過程で向こうに見透かされ、こちらの不利な内容に押し込まれてしまう」と説いて、弁護士の方針に任せることで落ち着いた。

171-4 環境庁の関心（患者への公健法給付と住友鉱への求償）

横井英紀氏作成「環境庁・最高裁に関する報告」（1990年9月13日）

環境庁に対し8月24日と9月3日の2回の調査を行なった。また9月6日には最高裁で第4回の折衝がもたれた。以下、その報告をする。

I 環境庁

1. 8月24日。目的は和解が法適用にどのような影響を与えるかの感触を売ることにあつた。結果：①2陣判決の公健法に慰謝料が含まれていないとの判決は予想外であつた。②1陣判決のように患者が判決に基づく一時金を受領の場合、法給付は打切りになるものと思う。③住友に責任ありとなれば求償を行なうことになると思う。④法は明白に財源がない場合の法適用は予定していないものと理解している。⑤土呂久の場合は財源については調査中という建前で運用益をあてている。責任の問題が確定すれば、決断を迫られよう。

2. 9月3日。3つの目的をもってあつた。

①どのような和解であれば打切られないか：性格づけと金額の評価による。金額が社会通念上損害の填補とみなされれば打切りが検討される。公健法とは別損害との文言がおりこまれると、行政としては困ったことになる。

②責任なしと明記した場合、法給付に影響を与えるか：求償の問題と今後の財源の問題が出てくる。そのまま直接に結論につながるものではないが、動きにくくなるだろう。求償もできず財源もないとなると、患者にとって厳しい事態も起こり得ると言わざるを得ない。（財源のない場合を方は予定していない）

③今後の土呂久に対する法適用について考えがあるのか：これまで1種の財源の運用益をあててきたが、1種の財源が小さくなってきていることから、土呂久にあてる財源の問題が議論されている。内部議論のなかでは財源がない以上、厳しい意見もでていいる。大蔵、通産も関係する問題で苦慮している。

II 最高裁

原告：責任なしとの和解はできない。和解の前提としている法給付継続が困難となる危険性が高い。過去3度の判決から考えても無理がある。

被告：責任なしとしても、公健法には影響を与えないはずだ。

裁判所：公健法の問題については勉強不足なので、学習してみる。

川原作成ファイル「最高裁和解」1990年10月7日の緊急検討会より

9月28日の環境庁報告 横井

環境庁の担当者より呼び出し、出かけた。「最高裁の動きはどうか」と聞いてきた。

横井 正直言って模索中。大状況からみれば、解決の構造をきちんとつくりたい。環境庁や行政の対応・努力がないと、全面解決をはかることにならない。

担当 (世間話ということで) この機会に、公健法を含め、全面解決の方法を内部で検討中。ハードルは2つある。①大蔵省と②住友鋳。①大蔵省については、イ、公健法で給付済みの求償。ロ、将来分。イ、ロともに住友鋳負担なら問題はないが、求償額相当を今後に戻すことできないか、検討中。大蔵省は、国庫的性格のお金を回収できないと、納得しないだろう。大蔵省を説得する理屈が欲しい。②住友鋳から「とる」のは難しいだろうが、「とる」か「とらない」かは、環境庁の腹決めひとつだ。「とる」と内部で決めるのに苦労している。最高裁の進み具合はどうか。

横井 煮つまったが、もう少し時間がかかると答えて、帰宅。

1990年11月1日朝日新聞記事

「公健法給付 / 環境庁も継続方針 / 財源拋出 / 住友鋳に要求を検討」

土呂久公害訴訟の和解条項に「(原告らの) 損害について公健法給付により解決する」との項目が盛り込まれたことを受け、環境庁は31日「これまで通り被害者救済に万全を期

す」(柳沢健一郎環境保健部長)として、給付を継続していく姿勢を明らかにした。

同法による医療費などの被給付者は64人(死亡者25人)。年間の総給付額は約8000万円、これまでの累積額は約9億円に上る。「責任なし」と裁判で言い続けた住友鉱山はまったく財源を拠出していない。これまで公健法による基金の運用益が充てられており、いわば国が「立て替え払い」している格好だ。

環境庁では、公健法の「汚染者負担の原則」に基づき、過去の支払い分を含め、給付財源の拠出を住友側に求めていくことを検討しており、今後、国と住友側の話し合いが焦点になりそうだ。

171-5 最高裁和解に関するマスコミ報道

川原作成ファイル「最高裁和解」1990年9月21日の「住友が動いた」より

時事通信の佐藤亮記者が訪ねてきた。上がってもらおうと、開口一番「最高裁の和解でまとりかけているようですが」。顔をうかがうようにぼくを見つめた。「そんなことないんじゃないの。弁護士は聞いてるかもしれないが、ぼくたちは知らないよ」。

要するに、こういうことである。東京の時事の記者が、住友から「最高裁で和解の話が進んでいる」と聞いた。(夏ごろからぼくも知っていた、と佐藤記者はいう)。そして盛んに「支援者は和解に拒否反応があつてつぶそうとしてるのではないか」という言い方をした。住友が時事の記者を通して、<和解がこわれそうになったところで、動き始めた>ということのようである。

和解に乗るかどうかを決めるのは、あくまでも原告とその代理で動く弁護士。支援者は、原告の気持がかなえられるように、原告にできないことを手足となり、あるいは知識を補って手助けする役目だ、と話した。

一般論として、和解とは何か、どんなふうに進むか、という受け答えをしたのだが、30分ほどいて、最後に「勉強不足でした。もっと勉強して、また来ます」と言って、帰っていった。

このことを横井、上野両氏に伝えた。住友が焦ったのか、新聞記者にリークして、マスコミを動かした。狙いは、いつも通り、原告と支援者の分断ということのようである。

1990年10月4日夕刊デイリー記事

「土呂久訴訟で和解の動き / すでに5回の話し合い / 最高裁などで係争中 / 早期救済を模索」

高千穂町の旧土呂久鉱山のヒ素汚染で、慢性ヒ素中毒にかかった周辺住民らが、最終鉱業権者である住友金属鉱山(本社東京)を相手取り損害賠償を求め、最高裁などで係争中の「土呂久公害訴訟」で、和解をめぐり、原告、被告双方による話し合いが行われていることが3日、明らかになった。

(略) 土呂久公害問題は、国、県の環境行政を含めて患者救済に向けて前進、企業に対する包囲網もせばまり、解決へ大きく動き出している。

川原作成ファイル「最高裁和解」1990年10月3日夜

第5回和解折衝のあとで夜11時

加藤弁護士より

最高裁が和解条項の案を文章で提起。岡村・加藤・西嶋は「最高裁は公健法を勉強したあと、一番妥当な考え方を示した」と評価。賠償責任の書き方がネックだったが、最高裁は、法律的评价は条項の中にいれなくて事実だけを確認する形で出してきた。

1. 住友が鉦業権を取得する前後に事業活動をしていないことを確認。
 2. そのうえで、原告が受け取ったお金をいったん返す。(裁判の債務名義を白紙に戻すこと)
 3. 住友が改めて同額をすべての原告のために見舞金として渡す。
 4. そのお金は、公健法で填補されるものとは別。
 5. 住友の前項の支払は、鉦業法上の責任を前提としたものではない
- * これは一陣だけ。利害関係人(二陣原告)については、のちに出る。

住友は「のむ」。原告は「この案で解決をはかりたい」。

ぼくら直前まで、裁判所が「凍結」というのではと心配していた。ところが、裁判所がよく考えてくれたので、3人で、「今の段階ではベストといえる。最大限の中身」と評価。責任は限りなくぼかされた。公健法とのかかわりを否定した中身になっている。

裁判所を出たところで、加藤がうれしくて池田君に「できたよ」と電話をしたら、池田君が和解成立と勘違いして、そのことを司法記者クラブへ「和解ができた」ことを含めて連絡した。そこで、記者クラブ大慌て。最高裁は「和解案がつまるまで伏せておく」と言っていたので、裁判所と住友の弁護士にも連絡して謝った。(記者クラブに誤報の取り消しをかかったが、消すことができずに時事通信→夕刊デイリーと毎日が報道……このくだりは10月7日の緊急検討会での横井報告)

10月31日に、条項をつめて、二陣の参加をえて、正式に和解勧告。

川原作成ファイル「最高裁和解」1990年10月4日

県政記者クラブで謝罪と報告

横井 和解成立の事実はない。誤報です。発信地はわれわれの弁護士、申し訳ないと思っています。事実はないと言って終わることでないので、背景、いきさつ、状況の説明をします。和解へ向かって努力、水面下の努力をしているのは事実です。微妙な内容で、こんごの展開に影響を与えることなので、2つのお願いをしたい。

1. 当事者の原告(土呂久、北九州、遺族)には話していないので、10月半ばまで、当事者への事情説明が終わるまで記事にしないでいただきたい。原告への取材を

控えてほしい。

2. 10月18日に改めて報告に来るので、その時点で具体的な内容を話したい。

すなわち2点とは、①原告への取材は18日まで控えるように、②報道は、10月18日以降に。1時間の休憩。記者クラブで「協定を結ぶかどうか」を討議し、結論は「結ばない」。時事通信が流した記事が「夕刊デイリー」にでた。「約束ができないなら、これ以上話せない」として、3時30分に帰った。

1990年10月5日毎日新聞記事

「最高裁、和解に動く / 土呂久第1陣」

全国で4番目の公害病に指定されている宮崎県西臼杵郡高千穂町の土呂久公害第一陣訴訟上告審で、和解をめぐり最高裁が原告側から事情を聴いていることが4日、明らかになった。原告側は最高裁に対して早期和解を申し入れており、最高裁が和解に向けて新たな動きを見せたものとして注目される。

(略) 関係者の話を総合すると、最高裁調査官の聴取はすでに数回行われており、今後、被告の住友金属鉱山側の対応次第で急進展の可能性も出ている。

川原作成ファイル「最高裁和解」1990年10月5日

土呂久公害問題の解決とは何か (川原 感想)

- (1) 患者の完全救済
- (2) 再発防止・環境改善
- (3) 「和合のむら」復活

和解は(1)患者救済の中の、イ、原告23人+18人のみ。原告がい患者は含まれていない。未認定患者も。ロ、しかも見舞金として過去分についてなされたにすぎず、いまだ何もとれていない。(2)(3)は和解に入っていない。

水俣の「和解」とは性格が異なり、裁判の「終結」というのが適当だ。なぜ裁判の「終結」へ追い込まれたかというと、

- ①四大公害裁判の時代は終わった。判決→交渉→協定型解決が通らなくなった。
- ②包括一律請求ではダメで、公健法と別の慰謝料請求に切替えざるを得なかった。
- ③②で進めたゆえの矛盾が噴き出し、仮執行の返還で原告の立場が苦しくなった。
- ④企業側が裁判の教訓をくみとり、長期化、不服(控訴)
- ⑤最高裁の“無言の圧力”にたじろいだ。

「裁判」が武器でなくなったゆえに、裁判に終始し、ひかざるをえなくなったので、これは「解決」とはとてもいえない。

1990年10月13日読売新聞記事

「土呂久公害 近く和解勧告 / 最高裁 / 原告・被告、受諾へ / 第一、二陣訴訟 41人 / 公

健法給付は継続」

(略) 原告・被告双方に和解を打診していたことが 12 日までにわかった。最高裁による和解勧告は今月下旬にも行われる見込みで、原告、被告とも和解を受け入れる意向を固めているといわれ、土呂久公害訴訟は提訴から 15 年を経て、一、二陣訴訟とも一気に解決に向け動き出す。

原告側は 5 月、「提訴から 15 年を経過し、これ以上長期化したら司法救済の意味がない。人道的見地から早急な救済を」と最高裁に和解勧告を要請。6 月以降 5 回にわたり、調査官が原告、被告双方から意見聴取を行ってきた。この結果、被告側は「原告が和解を受け入れるなら、応じてよい」との意向を表明したとされている。

すでに原告、被告には調査官から具体的な和解金額について提示があったといわれ、和解は①被告の法的責任は明確化しない②和解成立後も、公害健康被害補償法（公健法）の給付が継続されること——などを中心に成立すると見られる。

1990 年 11 月 1 日朝日新聞記事

「土呂久訴訟が和解 / 最高裁勧告で 15 年ぶり決着 / 住友鋳の責任不問 / 「見舞金」で 4 億余円 / 救済は公健法・労災で」

宮崎県西臼杵郡高千穂町の旧土呂久鋳山周辺で発生したヒ素汚染による慢性ヒ素中毒症認定患者とその遺族らが、最終鋳業権者の住友金属鋳山（本社・東京）を相手取って損害賠償を求めた土呂久公害訴訟の和解が 31 日午前、最高裁第 3 小法廷（坂上寿夫裁判長）で成立した。この交渉には、約 13 億 2800 万円の賠償を求めた第一陣原告 81 人のほか、約 8 億 3000 万円の支払いを求めている二陣の原告 47 人も利害関係人として加わっており、第 3 小法廷は、住友鋳山の法的責任は明記せず、同社が計約 4 億 6500 万円の「見舞金」を支払うなどを骨子とする和解条項を提示、原告、被告双方とも直ちに受け入れた。水俣病、イタイイタイ病などに続く「第 4 の公害病」の責任を問う裁判は、亜ヒ酸製造が始まってから 70 年ぶり、提訴から 15 年ぶりで決着した。

171-6 和解条項

- 一 上告人と被上告人ら及び利害関係人らは、上告人が、本件鋳業権を取得したのは、土呂久鋳山が閉山し、操業が終了した後である昭和 42 年 4 月であって、右鋳業権の取得の前後を問わず、右鋳業権に基づく事業活動をしておらず、右事業活動のための施設を設置したことがないことを確認する。
- 二 上告人と被上告人ら及び利害関係人らは、被上告人ら及び利害関係人らが、上告人に対し、本件訴訟の一審判決及び福岡高等裁判所宮崎支部平成二年（ネ）第 68 号損害賠償請求控訴事件の一審判決の仮執行により受領した別紙記載の金員合計金 4 億 6475 万 3955 円の返還義務のあることを確認し、被上告人ら及び利害関係人らが、

上告人に対し、本日右金員合計金 4 億 6475 万 3955 円を上告人代理人弁護士佐藤安正の預金口座に振込んで支払い、右返還義務が消滅したことを確認する。

- 三 上告人と被上告人ら及び利害関係人らは、上告人が、被上告人ら及び利害関係人らに対し、一括して本日見舞金として計金 4 億 6475 万 3955 円を被上告人ら及び利害関係人ら代理人弁護士橋口律男の預金口座に振込んで支払い、被上告人ら及び利害関係人らが、一括してこれを受領したことを確認する。
- 四 上告人と被上告人ら及び利害関係人らは、前項の見舞金の支払は、公害健康被害の補償等に関する法律 13 条 1 項にいう損害の填補としてされるものでなく、また、上告人が鉱業法上の賠償義務を負うべきことを前提としてされるものでないことを確認する。
- 五 利害関係人らは、福岡高等裁判所宮崎支部平成二年（ネ）第 68 号損害賠償請求控訴事件の訴えを取り下げ、上告人は、右取り下げに同意する。
- 六 上告人および被上告人らは、その余の請求を放棄する。
- 七 被上告人ら及び利害関係人らは、土呂久鉱山操業に起因する被上告人ら及び利害関係人らの損害について、今後、公害健康被害の補償等に関する法律及び労働者災害補償保険法に基づく給付によりすべて解決することとする。
- 八 上告人と被上告人ら及び利害関係人らは、本和解条項以外何らの債権債務のないことを確認し、被上告人ら及び利害関係人らは、今後名目のいかんを問わず、上告人に対し、何らの請求をしないことを確認する。
- 九 訴訟の総費用は、各自の負担とする。

<注> 上告人は住友金属鉱山、被上告人は一陣訴訟原告、利害関係人は二陣訴訟原告。

<原告弁護団の解説> 和解条項の一は住友鉱が鉱業権に基づく操業をしなかったという事実の確認であり、鉱業権者の連帯賠償責任の有無にはまったく触れていない。二項と三項は原告が仮執行の総額を見舞金として一括受領するという内容で、これによって損害賠償の性格が消えた。原告はこうすることで公健法の打ち切りを避けることができた。四項は前二項のだめを押す形で公健法給付と重ならないことを強調した。五項で二陣原告が訴えを取り下げ、六項で一陣原告がこれ以上の請求を放棄した。七項で原告らが今後とも公健法や労災法を受けていく道を明示した。

171-7 土呂久山荘で和解成立を聞いた被害者・支援者

田中初穂『「和解成立」にホッと一息 / 秋深く 15 年の思い胸迫る』（「鉱毒 88 号」、1990 年 2 月 20 日）

10 月 31 日 6 時 40 分、共に歩む号は、守る会の 7 人を乗せて、宮崎土呂久事務所を出発して 10 号線を北上する。(略) 大切坑上の坂で、遠足で惣見林道へ昇るトレパンスタイルの岩戸小 5、6 年生組を追い越す。告発の頃岩戸小にいた齋藤先生ら岩戸小分会や阪本

暁先生の顔が、一瞬頭の中をよぎり、あの頃の生徒もいくつになっただろうかと、時の流れを感じる。

坂をのぼると車の列、土呂久山荘を中心に、空地や広い路肩部分は、全部占領され、大きなアンテナのNHK中継車が、特に目につく。山荘の一部屋もマスコミの机と電話、近所の民家も臨時通信局になり、土呂久はじまって以来の約50人近い報道陣でごった返し、日向からかけつけた金子さんや土田さんも、延岡からかけつけた石川さんらも中に入らずまごついていた。室内では、被害者がそれぞれ記者に質問攻めにあっているの、一応外に出てもらい、打ち合わせ会をはじめたのが10時30分である。本日の日程やマスコミの取材に関する事等で正味15分、川原守る会事務局長が説明する。

「10時30分に最高裁で、住友金属鉱山の弁護士とこちら側の加藤、成見、西畠弁護士に対し、最高裁の裁判官から和解案を提示し、双方に異存がなければ和解が成立する。もし、成立したらその結果を横井被害者の会事務局長が東京のマスコミに公表、すぐ土呂久に電話を入れる。12時頃、成分がファックスで送られ、弁護士がこの会場に届けるので、それを受けて説明会を開き、その後昼食をすませ、今後の問題についての話し合いを行なう」

連絡会がすむと、又報道陣がワッと被害者を取り囲む。実雄さんと県外組を除き、主要メンバーがそろっているが、顔をよく知られたトネさんや直さんを中心に各社から同じようなことを聞かれているようで、トネさんも「朝がけで6時過ぎからこれなので……」、直さんも「何度も同じことを言わにゃならんできちいわ……」

11時10分過ぎに、室内のテレビに、和解成立のテロップが出て、あれあれと言っているうちに、第一報の電話が入り、それを受けた川原事務局長が「和解が成立しました。骨子は前に検討した案文とほとんど同じで、9項目からなります」と大声で報告する。オオッという声が室内にどよめき、取材陣のフラッシュが、室内を駆けめぐる。

10月10日の延岡の被害者・弁護団・守る会の三者会議で、内容や進行状態等知らされていたので、予期していたこととはいえ、あの住鉱の事だからという一抹の不安もあったので、一様にホッとして、張りつめていた肩の荷がおりた。笑顔が浮び、中には涙をふく人もあったが、長い厳しい闘いの大きな幕が下ろされるのを、割と冷静に受けとめているかに見えた。押しよせるカメラとノートに、支援者も横に押しやられ、鍬田弁護団長も「いつもこんな取材してくれたら、もっと展開が楽だったのに」と苦笑する。

それぞれの被害者が「今日の秋晴れのような気持ちです」「とにかくホッとしたの一言です」「みなさんの支援のおかげでした」「15年が今は短く感じました」「体が丈夫ならもっと闘えたのですが、これが精一杯でした」「まあ、こんな程度でしょうね」などと応答している。

取材が一段落した12時頃、真早流・後藤両弁護士が、東京から高千穂町三田井へ送られた和解文のファックスを持って、ハイヤーで山荘にかけつけ、すぐ鍬田弁護士が、一条毎に読み上げ簡単な説明を加える。(略)解説の締めくくりに、「命あるうちの救済、生き

ている限りの救済という原告の希望が、このような形の和解成立となった。ここに到るまでの皆さんのがんに敬意を表します。しかし、公健法適用の問題については、今後裁判以外の所で、一ふんばりしなくてはなりません」と語りかけた。

171-8 住友鉱の対応

最高裁調査官面接における住友側の対応

7月17日面接時の報告（1990年7月28日川原ノートより）

成見正毅弁護士の話 原告、被告弁護士は別の控室。別々に呼ばれた。調査官は開口一番。「とにかく住友は固い（「責任なし」明記）。原告の要請はわかるが、固執すると壊れるでしょうね」から始まった。「実に興味深い事件で、争点は10くらいある。全部クリアしないと『損害賠償せよ』とならない。原告がパーフェクトに勝ち進んだ事件」。調査官の認識は「住友がこれ以上譲歩するのは無理。金額の上積みは問題にならない」。双方から言い分を聞いたあと、両者が同席した。住友側の西と成富の表情はちがう。成富はものすごく緊張。顔が引きつっている。西は通常の状態。住友の主張には、成富の意向がかなり反映しているのでは？

岡村弁護士の話 第1回の席で西は「払ったものまで返せとはいわんが、追加して払えは社内的にも無理だろう」と言った。西は鷹揚だが、成富は強硬派で巻き返してきた。

山本厚氏（住友鉱の土呂久担当嘱託）の話（1991年11月19日）

和解のとき、若い者は「裁判つづけよ」と言っていたが、わしは「被害者の年齢を考えたら、もうやめていいころだ」。重役（土呂久担当）も、その考えで、会社の意向で和解へ。読売の記事（10月13日「土呂久公害 近く和解勧告」）がでたものだから、急遽日取りを速めて、10月31日の調印が決まった。あるとき別子銅山開山400年祭で社長は1日～3日まで別子へ行くことになっていた。総務部長はその司会でいない。慌てて声明文を作ったりした。住友銀行が問題を起こし、〇〇もその問題で出席できない。うちの社長は懸案が片付いたというのでホッとしてよかったらしいよ。

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P168

和解成立を報ずる新聞に、住友金属鉱山の篠崎昭彦社長が発表した次のような談話が載った。

最高裁では、当社に鉱業法上の責任は存在しないこと、損害の因果関係などに関するこれまでの各判決には誤りがあることを明確にさせていただくことを期待していたが、当社の責任の不存在について関係者の了承が得られたので、可能な限り譲歩して和解により長年にわたる紛争を解決し、訴訟を終結させることにした。これまでの主張は主張として、今は和解により長年の争訟に終止符を打てたことを心から喜び、原告の方々

の今後のご健勝とご多幸をお祈りする。

和解の第一項の「鉍業権に基づく事業活動をしていない」というくだりを、住友鉍は「責任の不存在」と勝手に解釈したのだが、和解の文面は事実の確認にとどまって鉍業法 109 条の連帯賠償義務の有無まで踏み込んでいない。「責任に触れなかった」というのが正確なのだが、住友鉍は対外的に「責任なしの和解」を強調することで、土呂久公害事件から足を抜くことをねらったのである。

住友金属鉍山株式会社第 66 期中間報告書（平成 2 年 4 月 1 日～9 月 30 日）

株主の皆様へ

最後に、土呂久健康被害訴訟につきましては、さる 10 月 31 日に最高裁判所において、和解により訴訟を終結させる合意が成立し、一陣訴訟、二陣訴訟ともすべて、訴訟上の和解により終結いたしました。本件和解におきましては、当社の損害賠償の責任の不存在につき関係者の了承が得られましたので、可能な限り譲歩して長年にわたる争訟のすべてを終結させることにしたものであります。本訴訟につきましては、株主の皆様にも多大なご心配をおかけしてまいりましたが、ようやく終結を迎えることができましたことをご報告させていただきます。（平成 2 年 12 月 大兵取締役社長 篠崎昭彦）

171-9 宮崎県の談話

土呂久鉍害訴訟についての和解に係る知事コメント（平成 2 年 10 月 31 日）

土呂久鉍害訴訟について、最高裁判所で和解の勧告がなされ、和解が成立したとの報告を受けた。

和解は原告患者、遺族の方々も望んでいるところであったときいている。

訴訟も 14 年以上の長期にわたり、原告患者も高齢化しておられる状況にあるので、和解が成立したことはよかったと思うし、患者の皆さんも安心されたことと思う。

なお、公害行政の推進については、今後とも全力を尽くして参りたい。